（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第四条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二項中「、同項第二号」の下に「、第二号の四」を加え、「から第二号の五まで」を「、第二号の三、第二号の五、第二号の六」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七号

沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三号中「のための施設の改良、造成又は取得」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同項第二号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同項第三号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同条第二項中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百十六万八千八百円」を「百十九万七千六百円」に改め、同号ロ中「九十三万六千円」を「九十五万七千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十万三千六百円」を「百五十三万九千六百円」に改め、同号ロ中「百二十万三千六百円」を「百二十三万千二百円」に改め、同条第四項中「八十三万四千二百円」を「八十三万六千五百円」に、「五十五万六千二百円」を「五十五万七千七百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百七十四万千六百円」を「三百八十三万四百円」に改め、同号ロ中「二百九十九万四千円」を「三百六万四千八百円」に改め、同号ハ中「二百二十九万八千円」に改め、同項第二号イ中「四百八十一万八百円」を「四百九十二万四千八百円」に改め、同号ロ中「三百八十四万九千六百円」を「三百九十三万九千六百円」に改め、同号ハ中「二百八十八万六千円」を「二百九十五万四千四百円」に改め、同条第四項中「八十三万四千二百円」を「八十三万六千五百円」に、「五十五万七千七百円」を「五十六万四千円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千二百七十万円」を「三千三百五十万円」に改め、同号ロ中「二千四百六十万円」を「二千五百十万円」に改め、同項第二号中「四千二百十万円」を「四千三百十万円」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百六十七万二千四百円」を「二百七十三万六千円」に改め、同項第二号中「二百十三万八千四百円」を「二百十八万八千八百円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十三万七千六百円」を「二百三十九万二千八百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百一万二千八百円」を「七百十七万八千四百円」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の予防接種法施行令第十一条から第十三条まで、第十七条、第二十一条、第二十四条及び第二十六条、附則第三項の規定による改正後の予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条並びに次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十七年三月以前の月分の予防接種法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

3　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千二百十万円」を「四千三百十万円」に改める。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九号

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同項第二号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同項第三号中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改め、同項第四号中「三万三千二百円」を「三万四千円」に改め、同条第二項中「三万五千二百円」を「三万六千円」に改める。